

平成 29 年第 2 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 29 年 2 月 7 日、午後 2 時から市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 29 年第 2 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
保坂 律子
今泉 浩史
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

| | |
|----------|-------|
| 教育部長 | 伊藤 徹男 |
| 教育指導担当部長 | 杉本真紀子 |
| 教育総務課長 | 石田 昭男 |
| 学務課長 | 佐藤篤太郎 |
| 指導課長 | 岸 知聡 |
| 生涯学習課長 | 関口 美鈴 |
| 体育課長 | 安藝 宏延 |
| 学校給食課長 | 榊原 美雪 |
| 図書館課長 | 稲田 基樹 |

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

| | |
|-------------|-------|
| 教育総務課教育総務係長 | 齋藤 晃二 |
| 教育総務課教育総務係 | 加藤 綾子 |

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 2 号議案
「平成 29 年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事
について」
- (5) 日程第 5 第 3 号議案
「平成 28 年度教育費補正予算（第 2 号）の提出について」
- (6) 日程第 6 第 4 号議案
「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を
改正する規則」

委員 長 ただいまより、平成29年第2回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。
前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。
教育長から教育行政の報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 稲城市特別支援教室設置検討委員会について
3 平成29年2月東京都市教育長会庶務課長会定例会について

学務課長 1 平成29年1月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 稲城市特別支援教室設置検討委員会について
3 第2回稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定委員会について
4 平成28年度 第3回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について

指導課長 1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育活動の振興について

- 2 芸術文化活動の振興について
- 3 成人式について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 平成29年1月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 学校開放事業について
 - 5 体力づくり運動推進事業について

- 学校給食課長
- 1 平成28年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について
 - 2 平成28年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
 - 3 平成28年度学校給食安全・衛生管理研究会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 視察について

委員長 ありがとうございます。教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第2号議案「平成29年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」及び日程第5 第3号議案「平成28年度教育費補正予算（第2号）の提出について」を議題といたします。第2号議案は人事案件、第3号議案は予算案件であることから秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第2号議案及び第3号議案は秘密会といた

します。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩といたします。

(暫時休憩) ※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第2号議案及び第3号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第2号議案及び第3号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩) ※退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長 再開いたします。

これより、第2号議案「平成29年度稲城市立公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、第3号議案「平成28年度教育費補正予算（第2号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第3号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第6 第4号議案「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、学校給食費の未納を解消し、保護者負担の公平性の確保を目的とする給食申込制の導入に伴い、稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。
詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

委員 長 学務課長、お願いします。

学務課長　それでは、第4号議案「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」について説明させていただきます。議案概要説明書も添付してありますので、合わせてご覧いただければと存じます。

本案につきましては、学校給食費の未納の解消をし、保護者負担の公平性を確保するため、学校給食申込制を導入いたしたく、稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正するものでございます。

内容については、議案書の2枚目です。第2条について、給食の「実施日」という見出しを給食の「実施」と変更し、第2項、保護者及び職員は教育委員会の指定する日までに、学校給食申込書を市長に提出しなければならない、という項目を加えるものです。また、学校給食申込書の様式を定めるものです。

様式の中では、下のほうになります、「1 稲城市立小中学校に在籍する期間中の学校給食を申込み、稲城市が定める方法により、学校給食費を納入することを約束します。」それと次のページの「2 学校給食を申し込みません。」このいずれかに丸をしていただいて、全員に提出をお願いするものでございます。

また、注意事項の最後のところには、未納が生じた場合は、法的措置を講ずる場合がありますというような文言を載せさせていただいております。

付則です。施行期日は平成29年4月1日といたします。また準備行為として、第2条に、学校給食の申込みに関し必要な行為は、この規則の施行の前日においても行うことができるとしております。これにより事前に申込制度の案内と申込書を配布し、在校については3月中に回収していこうと考えております。

この学校給食申込制の導入により、学校給食費の未納解消に努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長　はい、ありがとうございました。以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

教育部長　すみません、暫時休憩にさせていただきますよろしいでしょうか。

委員長　では、暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

委員長　再開いたします。それでは、学務課長、よろしく願いいたします。

学務課長　ちょっと、私のほうの不手際で、今まで調整するなかで、この「職員」の表現が二転三転しましたことから、貴重な時間を割いてしまうことになりまして大変申しわけございませんでした。内容としましては、先ほどご説明したとおりで進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長 説明のとおりということで、提案理由の詳細説明、一応終わりました。これより質疑をお願いいたします。保坂委員、お願いいたします。

保坂委員 4号議案の、めくって2枚目ですけども、2のところに保護者及び職員と書いてあるんですけども、学校給食申込書のほうは、児童生徒の氏名と保護者等の氏名となっているので、これは職員は出さないということですか。

学務課長 保護者等ということで表現しております。職員の場合には保護者等の氏名の欄に、こちらを職員用というふうな形で読みかえていただいて、こちらにお名前を記入して押印をして出していただくようなことを考えています。

保坂委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。ほかにはいかがですか。どうぞ。

今泉委員 すみません、今のところに関連してなんですけれども。職員というところに全て給食をいただく人、納入義務者が全て職員というところで漏れなく入っているのでしょうか。職員の定義づけの部分で漏れないのかという、ちょっと。

委員長 学務課長、お願いいたします。

学務課長 ここでいう職員は学校で働く教職員と給食調理場で従事している職員で、日常的に給食の提供を受ける、そういった意味合いでの職員と考えております。

今泉委員 じゃあ、定義づけとしては漏れていないよということで。

学務課長 はい。

今泉委員 わかりました。ありがとうございます。あと、ごめんなさい。

委員長 はい、どうぞ。

今泉委員 違う質問なんですけど、2で学校給食を申し込みませんというところに丸をつけてきた場合、理由を聞いた上で、間違いなく提供しないということを周知徹底していく、ですよ、という確認になっちゃいますね。

委員長 学務課長。

学務課長 基本的には学校給食は、例えばアレルギーとかでやむを得ず食べられない子供を除いて、全ての児童生徒に提供したいという考え方には変わりはありませんので、こちらに丸がついた場合には確認をまずさせていただきます。そういったやりとりをした上で、それでも給食は申し込まないという、その意思が明確であれば、その場合には給食の提供は停止せざるを得ないと考えております。

今泉委員 平等を考えればいたし方ないかなと思うんですけども。もし、アレルギーとかじゃない理由であれば、学校給食の意義をしっかりと伝えた上で、何とか払っていただく、申し込んでいただくとしていっていただければと思います。

委員長 気持ちが伝わっていくようにということですね。

教育長 確認でいいですか。

委員長 教育長、はい、どうぞ。

教育長 すみません、ちょっと確認させてください。今、今泉委員の質問で職員をひとくくりにしているという言い方をしましたけども、その根拠と言いますか、ちょっとどこの規定か覚えてないですけども、一応、正式には職員とあと教職員と調理場職員と明記してありますよね。職員と今ひとくくりにするというその根拠というか、以下職員というとかない中では、根拠はどこに置くのか、ちょっとそこを知りたいということです。

委員長 学務課長、お願いします。

学務課長 給食の規則で職員の定義を記載しておりまして、そちらに都費負担の職員とか市費負担の職員ということで定義されて、それで給食を受ける職員というのは、きちんと把握できるというか網羅されると考えております。

教育長 わかりました。

委員長 よろしいですか。都費と市費の職員ということで、職員をくくるということです。ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ、城所委員。

城所委員 付則の第2条の準備行為で、その施行日前に申込書を配布して回収をするという作業になるかと思うんですけど、この指定する日というのは、基本的には施行日前を考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 実際には施行は29年4月1日となりますので、その前に回収をするような形で指定日を定めていこうと考えています。

城所委員 続けて。そうしますと、施行日前に一応全員回収ということの基本を考えてらっしゃるんだとは思いますが。回収できなかった人たちについては、こういった考えをお持ちでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 それは督促を、申込書をお出しく下さいと。申込書は、先ほど申し上げましたように、給食を申し込む、申し込まないとなっており、全員に提出を求められるものですので、ぜひともお願いしますと、何回か督促をする必要があると思います。先ほどの申し込まないに丸がついたのと同じで、そこで話をした上で、それでも申込書を出さないのなら、それは申し込まないことと同じということで、その場合も給食は停止しなければならなくなるなど考えております。

城所委員 続けて。結局その申込書に申し込みませんという意思表示があればいいんですけれど、申込書が提出されないという、暫定的というか経過的部分でどう措置をしていくか。この辺が非常に難しいところかなと思うんですけど、その辺はどう考えでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 申込書が提出されない、あるいは給食を申し込まないに丸がついて出された二つのケースの場合、それをもって直ちに給食を停止するという事は考えておりません。先ほど申し上げましたとおり、申込書自体を出さない方には出してくださいと。それは、この学校給食の趣旨と言いますか、教育の一環で皆さんに学校給食を提供したいと。ただし、未納の方もいらっしゃるのです、その負担の公平性を確保するためにこういった制度をつくりましたので、その辺の理解をいただくような説得と言いますか、お話をさせていただいて、100%出してもらうように努力はした上で、それでも出さない方とか申し込まない方については、それは明確に給食を食べないということとみなしていいんじゃないかなと思いますので、その場合はやむを得ず給食を停止せざるを得ないのかなと考えています。

城所委員 なるほど。ぜひ、保護者の方にご理解をいただけるようにご努力をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員 長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。今泉委員、どうぞ。

今泉委員 申し込みのタイミングなんですけど、新1年生に関しては、多分、入学式が6、7になってくると思うんで、そのあたりはうまくスケジュールリングと、その万が一申し込みしてこなかった場合の督促のタイミングとか、どういうふう
に考えていらっしゃるでしょうか。

委員 長 学務課長。

学務課長 初年度ですので、どうしても新1年生には渡すタイミングがなく、入学して
からとなりますので、そこはそれ相応の期間を設けて指定をして、やはり出さ
なかった場合とかには、同じように督促をして、その期間、給食を停止するこ
となく出し続けながら、申込書を出していただくよう督促していく形になると
思います。

今泉委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 長 ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

保坂委員 現在でも払ってないご家庭があるわけですね。そうすると、この申込書で、
申し込みませんというのではなくて出さないことによって、申し込まないと言
っているわけじゃないから給食は出してもらおうというようなケースも起きな
いでしょうか。なので、例えば、期日までに提出のない場合は給食を停止しま
すとか、何かそういう文言を入れないと。入れるということをお考えにはなら
なかったんでしょうか。

今、支払ってない人たちは、このまま給食は食べるけれども支払いたくない
という考えが根底にあるとしたら、これからこういう申込書が来ても、申し込
みませんという食べられなくなってしまうから、出さないことによって払わ
ずに食べるという選択をする保護者というのは想定されてないでしょうか。

委員 長 すごい技ですね。学務課長。

学務課長 先ほどの質問にも関連するんですけども、全く申込書を出さなかった場合、
それと申し込まないに丸をつけて出した場合、どちらについてもそれぞれに申
し上げているような学校給食の基本的な考え方の説明をさせていただき、それ
で今回のこの申込制を導入した考え方を説明させていただいて、出していただ
くこと、給食を食べていただくことをまずお話をします。申込書を出さない場
合は、その中でやっぱり申し込まなかったと同じような意味合いを持つんだと
いうことで、その場合もやはり給食はとめていくと考えています。

保坂委員 そのようなケースの場合はとめることもありますよという文言を、注意事項の中に入れることはお考えになっていないのでしょうか。提出なき場合は申し込まないとみなしますよみたいなことを。

学務課長 まずは出していただくと、そのことで考えておりましたので、特にそういった表現をここに加えることは考えてはいなかったところでございます。

保坂委員 はい、わかりました。

委員長 どうぞ。

今泉委員 今の保坂委員の話に関連するんですけれども。逆に、もうわかっているで払わない方がいらっしゃる可能性があるんであれば、この注意事項のところに、期日までに提出がない場合は今の学校給食を申し込まないとみなすという文言が入っていた方がよろしいのではないかなと思われま。

委員長 ご意見ですね。

学務課長 その辺は、様式を検討する余地があれば、表現も検討していきたいと考えます。

教育部長 ここで規則を決めるでしょ。議案として出しているんだから。そんな暇はない。

委員長 入れるか入れないかということになりますよね。

学務課長 その辺のお知らせ等は、あとは実際に話をしていく中で考慮していければなと考えます。

今泉委員 多分、わかっているでやっている確信犯の方が一番、そのあたり話しても理解いただけるかどうか若干心配かなというところでの意見です。

学務課長 この規則の中では、出さなければならないという形、出していただくようなその規定がまず根本にありますので、様式にその辺のものがうたわれてないとしても、出さないことは給食を食べる意思がないと解釈できると考えます。

城所委員 すみません、別件で。様式の注意事項の部分で学校給食費口座振替依頼書の部分があるんですけれど、現状においては、現金納入と口座引き落とし、納入

の方法はどのくらいの割合で分かれているのでしょうか。

学務課長 口座振替がおよそ97%ぐらいになると思います。

城所委員 ということは、申込書を提出した段階で口座振替依頼書もまた回収をするという作業が発生するわけですか。

学務課長 一緒にお渡しして、後日、金融機関から提出してくる形になりますので、その場でということにはならないと思うんですが。

城所委員 でも90数パーセントはできているということ。

学務課長 はい。

城所委員 それは安心しました。

委員長 いかがでしょうか。いろいろ出ておりますが。一応ご質問等よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上で質問を終結いたします。

これより、第4号議案「稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後3時26分閉会)